


# Keio Law School LL.M.で学ぶ


慶應義塾大学大学院法務研究科 (KLS) は、平成 16 年 (2004 年) の開設以来、司法試験の高い合格率および合格者数で、法曹界に多くの有為な人材を送り出してきましたが、この度、いよいよ本格的にグローバル・フィールドで活躍する「グローバル法曹」を養成するために、平成 29 年 (2017 年) 4 月から、いわゆる「日本版 LL.M.」、すなわち英語を使用言語として、原則 1 年間 (パートタイムで 1.5 年または 2 年) で学位を取得することができるグローバル法務専攻 (LL.M. コース) を専門職大学院として開設しました。完全 Semester 制で、4 月入学と 9 月入学の選択が可能です。

**本グローバル法務専攻は、わが国で初めて開設されるグローバル・ローヤー養成のための専門職大学院であり、定員 30 人の少人数教育を徹底し、学生の半数は日本人、半数は留学生という環境の中で、すべての授業を英語で実施します。教員も、日本で活躍するアメリカ人弁護士や渉外法務の第一線で活躍する日本人弁護士など実務家教員を中心に構成されています。カリキュラムは、日本やアジアの法制度について習得し、英語で発信する能力を身につけつつ、最先端のグローバル・ビジネス法務を学び、かつドラフティング・交渉・仲裁などの実務トレーニングを受けるというチャレンジングなものとなっています(カリキュラム・担当者については別添参照)。他方、アメリカ、アジア、オーストラリアなどの環太平洋諸国との提携を推進し、短期の海外研修や半年の留学制度、ワシントン大学(シアトル)とのダブル・ディグリー制度などを用意し、海外での拠点形成・ネットワーク形成を支援します。**

Keio LL.M. は、グローバル案件への対応を求められている弁護士や企業法務部員の皆さんのニーズに応じて、スケジュールや学位の取得について、いくつかの活用が可能です。



(A さんの場合)



**比較的フレックスに仕事を組むことができる弁護士の方々は、1.5 年ないし 2 年のパートタイムを選択することにより、現在の業務の質および量を一定程度維持しながら、英語によるグローバル案件への対応能力を身につけることができます。**

たとえば、2 年のパートタイムの場合、2 単位科目 (90 分×15 回) を基準に履修モデルを想定すると、下記の表の通りとなります。このように、夏期集中講座を活用すれば、春学期・秋学期はそれぞれ週 3 コマ程度の履修で修了単位 (30 単位) を充たすことができます。週 4 コマ程度の履修ができれば、1.5 年での修了も可能となるでしょう。なお、夏期集中講座には、英語圏のロースクール (City Law School) の講師陣と KLS の専任教員による特別講座も予定されており、また、夏期や春期の長期休暇中に 2 週間～3 週間で実施される英語圏の海外ロースクールでの短期プログラム (ワシントン大学、メルボルン大学) やアジア諸国での海外インターンシップに参加することも可能です。

	春学期	夏期集中講座	秋学期
1 年目	3 科目 (6 単位)	1.5 科目 (3 単位)	3 科目 (6 単位)
2 年目	3 科目 (6 単位)	1.5 科目 (3 単位)	3 科目 (6 単位)

# グローバルに活躍する



(Bさんの場合)



一旦はお仕事を縮小・中断し、本格的に、ASEAN 諸国等の海外拠点やネットワークの形成を視野に入れてグローバル法務を学びたいと考えている弁護士や企業法務スタッフの方々は、1年間フルタイムで、三田で学ぶこともできますが、さらに、半年留学制度を活用し、春学期は三田キャンパスで15単位～20単位の科目を履修した後に、秋学期には、世界各国の海外提携校に半年間留学し、海外でのネットワーク形成をしながら、単位互換で残りの単位を修得することも可能です。

アメリカ、オーストラリア、シンガポール、ロンドンなどの英語圏の提携校への半年留学によって、英語でのコミュニケーション能力をさらに高めることが期待されます。また、ASEAN 諸国の提携校への留学は、将来のビジネスに直結した拠点形成・人脈形成につながることでしょう。特に、KLSは、平成28年度から5年間、文部科学省のASEAN世界展開力の資金を獲得し、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマーの5カ国の提携大学への留学を支援します。



(Cさんの場合)



さらにステップアップし、アメリカでの学位取得や法曹資格の取得も視野に入れてグローバル法務を学びたいと考えている弁護士や弁理士の方々のために、ワシントン大学ロースクール(シアトル)とのダブル・ディグリー制度を用意しています。

春学期、Keio LL.M.で学んだ後に、秋学期からシアトルに移り、UWのLL.M.で学ぶことによって、計1年の在籍で、日米両ロースクールの2つのLL.M.を取得することができます。ワシントン大学のLL.M.については、各人の関心に応じて、①「Asian & Comparative Law LL.M.」、②「Global Business LL.M.」、③「Health LL.M.」、④「Intellectual Property LL.M.」、⑤「Sustainable International Development LL.M.」、⑥「Tax LL.M.」および⑦「General Law LL.M.」の7つのLL.M.から1つを選び、さらに専門性を高めることができます。特に、知財(IP)に関しては、ワシントン大学から特許法の世界的権威である竹中俊子教授をクロス・アポイントメントで春学期に招聘し、日米両LSでの一貫した指導を受けることを可能としました。さらに、ワシントン大学のLL.M.を取得した後、5月まで継続して所定のコモン・ロー(アメリカ法)の基本科目を履修することにより、アメリカ(ワシントン州)の司法試験の受験資格を得ることができ、7月に司法試験に合格すれば、アメリカでの法曹資格を取得する道も開かれています。

以上のように、Keio LL.M.は、グローバル案件への対応を求められている皆さん、グローバル・フィールドで本格的に活躍したいと考えている皆さんのそれぞれのニーズに応じた選択肢を提供し、皆さんのキャリア・アップを支援します。

設置場所: 東京都港区三田2-15-45  
慶應義塾大学大学院法務研究科内

Location: 2-15-45 Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan  
Keio University Law School

問合せ先: 慶應義塾大学大学院法務研究科

Contact: Keio University Law School

TEL: +81-3-5427-1778

E-mail: [lawjm@info.keio.ac.jp](mailto:lawjm@info.keio.ac.jp)

Website: <http://www.ls.keio.ac.jp/en/>

